

学位論文題名

企業犯罪・不祥事の法と経済学

学位論文内容の要旨

序章「違法行為規制を考える経済学的視点」では、違法行為規制を考える際の経済学的視点の例として金券ショップでのチケットの再販売の例を取り上げ、現代のような自由な経済社会において、どのような時に刑事的作用が使われるべきであるかを検討している。その結果は、一見すると自由経済活動内の行動に見えるが実質的には自由な経済社会秩序の枠外にある手段を使った取引によって一般消費者などに害悪を与える場合には、積極的に刑事的作用を使うべきであるが、そうでない場合には、規制すべきではないと結論された。経済活動に対して刑事法は謙抑的に使われるべきであるというのが本論文を貫く基本的な考えである。

第1章の「米国のホワイトカラー犯罪・企業犯罪の動向」では、米国でのホワイトカラー犯罪・企業犯罪についての、歴史、現状、対策、そしてそれらに対する評価についてのサーベイを行っている。米国では、エンロン、ワールド・コム事件以来、ホワイトカラー犯罪・企業犯罪対策に各種の取り組みがなされているが、それらの動向は今後のわが国の企業犯罪対策を考える上でも大いに参考となる。米国のホワイトカラー犯罪・企業犯罪を概観してみると、証券犯罪など大企業の企業犯罪・不祥事に代表されるような規制犯罪が多くはなっているとはいえ、多くはホワイトカラーによる詐欺である。このことからみても、わが国の企業犯罪・不祥事対策は、大企業向けの規制法対策と中小企業向けの消費者犯罪対策と分けて考えるべきである。この対策の違いについては次章で述べられる。

第2章の「企業犯罪防止のための制裁措置と意思決定モデル」では、前章を受けて、わが国の企業犯罪の現状や対策のあり方を日米の組織犯罪対策立法との比較を通じて検討している。その際、特に、大企業と中小企業で企業犯罪を生じさせる意思決定が行われる企業内の職階が異なっていることに注目し、それに応じた企業犯罪防止策が必要であることを主張している。結論としては、大企業は、企業犯罪・不祥事に関する意思決定が中間管理層においてなされており、それは会社の利益目的のために行うことが多いので、企業犯罪・不祥事対策としては、会社の意思決定過程の修正・会社の論理を超える規範意識の醸成策（コンプライアンス・プログラム）と犯罪収益の「会社」からの剥奪が有効である。中小企業は、企業犯罪・不祥事の意思決定がトップでなされ、それは個人利益目的のために行われることが多いので、企業犯罪・不祥事対策としては、トップの個人処罰の強化と犯罪収益のトップ個人からの剥奪が有効である、ということになった。

第3章の「課徴金をめぐる法人処罰に関する意義と問題点」では、民事・行政・刑事のサンクション体系という視点を通して、企業犯罪・不祥事に対する抑止手段としての行政上のサンクションである課徴金の導入・強化の意義、問題について検討している。結論としては、行政処分という、本来、民事と刑事の中間に位置づけられていた行政処分が、経済的制裁という分野に限っては、刑事罰である罰金を超えて重罰化し、従来わが国の刑罰体系を変えてきていることを示した。

第4章の「企業犯罪抑止のための行政処分の重罰化と立証責任・証明度のあり方について」では、前章で示した行政上のサンクションの強化の手段面である立証基準のあり方について検討を加えている。行政処分である課徴金賦課手続は行政審判とされ、準司法手続とされるものの被審

人に対しては刑事訴訟手続ほど厳格な手続保障はなされていない。このため、行政処分の重罰化にあたって行政審判と刑事裁判との手続の違いはデュー・プロセス上の問題を引き起こし、審判手続をより厳格にすべきとの主張に結びつく。他方で、企業犯罪については、証拠が企業側に多く存在し立証が困難であるという特徴がある。そこで、犯罪抑止の観点から、審判手続、とくに立証手続の軽減化をすべきとの主張がなされる。そのどちらの方向を取るべきかについて検討を行った結果、結論としては、犯罪証拠が行為者側に多く存在するといわれる企業犯罪で、一旦犯罪が生じた場合の社会的コストが大きなもの等については、運用上立証手続の軽減化をすべきであるとした。

第5章の「企業犯罪・不祥事抑止のための処罰論」では、経営陣の内部統制システム構築義務に焦点を当て、第2章で述べた大企業と中小企業との意思決定・内部統制のあり方に応じた企業処罰と個人処罰のあり方について検討した。結論的には、企業犯罪抑止は個人の心理の問題であるため、個人処罰を基本とすべきである。ただ、大企業などでは個人の責任関係が曖昧であるなど、従来の刑事処罰では経営陣の責任とする問うことが困難な場合が多い。そのような場合には、経営陣は社内処分などによる別途の個人処罰がなされるべきであり、法人処罰は、その個人責任を課すための手段として機能させる必要があるというものである。一方、中小企業の場合には、経営陣の責任関係が明確であるため、直接個人に責任を問うことが可能であり、逆に、法人処罰は意味のないものとなる可能性があることを示している。

第6章の「企業犯罪・不祥事防止策としての行政モニタリングと市場の競争状況」では、行政処分発動の前提となるモニタリングのあり方について取り上げている。どのようなモニタリング方法が望ましいかは、犯罪・不祥事が生じた場合の社会的費用の大きさと、エンフォースメント費用を含むモニタリングコストの大きさの比較考量によることになるが、それらのコストやエンフォースメントの実効性は、規制を必要とする商品・サービスの市場の状態、つまり、市場における企業の大小や多少にも依存することについて理論的な整理を行った上、政府が実際に行っているモニタリング行動について経済合理的な制度設計がなされているかを「情報」という観点から検証している。

第7章の「同一企業での企業犯罪・不祥事の再発防止策」では、わが国で近年起きた企業犯罪・不祥事の中で、同一企業（グループ）が何度も犯罪・不祥事を起こす場合について、そのコンプライアンス体制がどのようになっていたのか、コンプライアンス体制を監督する仕組みがどのようなものであれば犯罪・不祥事を繰り返さないか等について検証し、望ましいコンプライアンス体制・監督のあり方について検討している。結論的には、社外からのモニタリング、定着度を定期的にモニタリングする必要性、企業文化変革の個人レベルでの定着が必要であるということが確認された。

第8章の「企業の意思決定過程における企業体質・企業文化と企業責任」では、企業の意思決定過程における企業体質・企業文化の役割を踏まえ、従来の刑事法的発想による企業への責任賦課のあり方についての問題点の指摘を行うとともに、合理的なコンプライアンス制度の設計のあり方について論じている。結論的には、刑事法的な責任阻却事由を内部統制制度として整備すること（厳密性）と真に実効性を持つ内部統制とすること（簡潔性）には齟齬が存在する可能性があることが課題として明らかとなった。この基準を埋めるものとして、厳密な刑事罰ではなく行政処分のある意味“あいまいさ”に期待されることを示した。

第9章の「企業犯罪・不祥事への対応策と今後の課題」では、ここまでの議論を踏まえた上で、企業犯罪・不祥事への対応策と今後に残された研究課題などを示している。そして、企業犯罪・不祥事対応策としての行政処分の優位性を示した上、残された課題として、大企業と中小企業の切り分けの問題や行政処分手続の問題があることを示した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 林 田 清 明
副 査 教 授 稗 貫 俊 文
副 査 教 授 長 井 長 信

学 位 論 文 題 名

企業犯罪・不祥事の法と経済学

申請者は、企業犯罪や企業不祥事を防止するために、企業犯罪防止の誘因（インセンティブ）・阻止因（ディスインセンティブ）を適切に配分するような、有効なサンクションの体系の構築という観点から終始機能的に検討している。

第一に、直接の意思決定者が処罰されるべきこと、かつ企業の体質や組織を変えること、言い換えるとオープンな組織にするコンプライアンス・プログラム（法令遵守）を作ることに對する手段を持つことが必要であるとする。第二に、企業の意思決定のプロセスに關与する企業人の意識と行動を分析する経営学や心理学などの研究成果を踏まえて、自己の利益のためでなく組織の利益のためという動機付けで行動する個人（組織の中の個人）の個人責任を問うことが企業犯罪などの抑止になるか疑問視する。そこで、欧米の企業犯罪に關する調査報告書・犯罪データをはじめ、多数の著書・文献を渉猟し、とくに大企業の場合、コンプライアンス態勢の確立というプロベーション、つまり企業を経由した抑止効を行政処分の内容に盛り込み、役職員の責任の明確化を企業に求めることが必要であるとする。さらに、これを受けて企業は自らが社内処分という形で当該の具体的な個人の責任の明確化(処分)を行うことになる。

第二に、行政処分の特徴や実益が英米の事例や判例を含めて検討される。まず、違法行為の認定の一部が当該企業の自主調査とされ、安価に済まされ、かつ、義務違反者の特定を行政が行わずその認定を企業に任せていること(企業が最安価 enforcer となっていること)、つぎに、処分内容がプロベーションや個人処分の要求など直接的な抑止効中心であること、さらに、公訴時効にかかり得るような案件についても企業が違反者を特定し追求し得る限りにおいて個人処罰を行うことを求めているなどが挙げられる。かくして、本論文は、個人の刑事責任を追求するよりも、法人に對する行政措置（課徴金）を強化した方がよいという立場を提唱し、企業人としての個人の責任はコンプライアンス・プログラムの整備に基づいた懲戒などによる内部規律に委ねることの方が妥当であるとしている。

なお、伝統的な刑事法の法人責任論では、企業犯罪の実行行為者としての自然人の個人責任の追及を基礎として、その個人に對する監督責任を怠った責任という形式（両罰規定）であるから、個人の責任を問えなければ法人責任の追及は閉ざされてしまう。そこに抑止の点で伝統的な刑事

責任論の機能的な限界を見出している。また、たとえば欧米での同一視理論やわが国などでの組織体責任論などの企業の直接責任を構成する考え方には、複雑な企業体では意思決定などが分散化しているために責任のすべてを個人に帰すことができず、むしろ根本原因が組織というシステムの中に存在することを示しているのではないかと見る。

第三に、本申請論文は全8章に及ぶ構成で、法と経済学、経営学、企業文化論、会社ガバナビリティ論、組織の意思決定プロセスと組織人たる個人、課徴金制度の新制度など様々な知的道具立てを駆使して、かかる政策的な議論の前提となる議論を行い、その帰結の妥当性を論証している。また、行政処分を行うだけの前提が行政や企業側に存在するのかが検討されている。処分が適正な手続に基づくこと、また行政による過少の処分性の可能性を議論する。とくに、行政処分を発動するためには、企業活動の（とくに外部による）モニタリングの方法と実証を考察している。

評価

多様な企業犯罪事象を視野に入れて、企業犯罪を防止するための様々な道具立てを駆使して、現在の法人に対する刑事責任の考え方よりも、経済的不利益措置（課徴金）による法人に対する直接の行政サンクションこそ柔軟で安価かつ有効な犯罪防止につながるという機能的な制度論は説得的である。博学な知識を背景にして書かれた本論文は広く公開される価値があると思われる。

ただ、本論文にはいくつかの課題があることも否定できない。審査において議論された2・3の点を挙げると、まず、行政を企業犯罪や不祥事の防止の中心に据えることになるが、企業および行政自体にも費用と労力がかかる点や行政の肥大化・優位化をどう調整するか、また行政処分による適切な抑止などの懸念もある。ついで、本論文が防止のモデルとしているのは主にアメリカであるが、行政機関の準司法的機能が強いアメリカ法と、わが国の行政機関・官僚システムとの社会経済的・文化的相違をどのように見るか。さらに、法人の刑事責任という観点からは、わが国でも、企業組織体固有の「実行行為」や「故意・過失」を觀念・構成しようとする理論的努力が重ねられているが、このような議論と、行政処分優位論との位置関係が必ずしも明確でないのではないかと。企業犯罪・不祥事「抑止」の観点からは、行政処分の優位性はかなり説得的であるが、直接的な実行行為者の刑事責任は依然としていわば温存する形になっており、企業処罰ではなく「企業処分」を主唱する論旨からすると、やはり一貫しないのではないかなどの疑問が出された。

いずれにしても、本申請論文は、行政措置としての法人に対する経済的制裁の有効性と処分の柔軟性・安価性という機能的な観点を提示しており、また企業の意思決定における組織人のリアルな意識と行動の洞察という観点から、法人サンクションのあり方を終始機能的に模索し、また実証的に検討する方法は、実効的な企業犯罪の防止の体系を考える意味では相応の有効性があることを示したものであるとすることができる。なお、本論文は一定の解釈論の妥当性を論証する論文でも、また一定の仮説やモデルを検証する「法と経済学」の論文でもなく、企業犯罪の防止に関する法社会学的な考察を基礎にした法政策論という性格づけになろう。この性格づけの点は申請者にも確認された。

本論文は、行政処分の優位性・実効性を、内外の文献を実に丹念に渉猟しつつ説得的に論じている。近時、独占禁止法や証券取引法の改正により、課徴金制度や行政機関による犯則調査制度の導入・拡大が図られ、行政的規制の枠組みが大きく変貌を遂げつつある状況の中で、該博な知見に裏打ちされた本論文の政策提言は実に時宜を得たものと評価できる。今後の企業犯罪・不祥事に対する望ましい防止策の確立をはじめ、刑事責任論や行政制裁論の原理論的な考察にも示唆を与えることが期待されよう。協議の上、全員一致で合格とした。